

神奈川県個人情報保護条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）（2） （略）

（3）職員等

実施機関の地方公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下この号及び第20条第3号ウにおいて同じ。）であって、議会の議員（議会の議員が、議会の議員以外の地方公務員として個人情報を取り扱う場合を除く。）以外のもの及び実施機関の国家公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員をいう。同号ウにおいて同じ。）並びに県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員をいう。

かながわの個人情報保護ハンドブック（抜粋）

第3号（職員等）関係

（5）「議会の議員以外のもの」とは、条例の実施機関である議会の議員が、職員等の定義から除かれることを規定している。本号で議会の議員を除いた理由は、次のとおりである。

- ・憲法上、国会議員には認められる「免責特権（憲法第51条）」が、県議会議員には認められないこと
- ・国会議員が議員として行う活動については、個人情報保護法の対象外であること